

第37回南幌町農業委員会総会議事録

令和5年6月30日（金）午後3時30分より、役場庁議室において、
第37回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

| | | | | | |
|----|---|---|----|----|---|
| 1 | 番 | 白 | 倉 | 和 | 英 |
| 2 | 番 | 立 | 川 | 久 | 彦 |
| 3 | 番 | 久 | 保 | 正 | 彦 |
| 4 | 番 | 江 | 郷 | | 弘 |
| 5 | 番 | 南 | | 則 | 之 |
| 6 | 番 | 青 | 木 | 義 | 春 |
| 7 | 番 | 高 | 島 | 茂 | 和 |
| 8 | 番 | 野 | 呂田 | 雄一 | 郎 |
| 9 | 番 | 上 | 野 | 勇 | 樹 |
| 10 | 番 | 山 | 田 | | 浩 |
| 11 | 番 | 背 | 尾 | 裕 | 典 |
| 12 | 番 | 鍋 | 山 | 洋 | 一 |

欠席者

議長 これより、第37回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。11番 背尾 委員、1番 白倉 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第37回南幌町農業委員会総会は、6月30日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第37回南幌町農業委員会総会は、6月30日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和5年 5月30日、第36回農業委員会総会を開催した。
6月 9日、あっせん委員会を開催し、関係委員出席した。
6月13日、令和5年第2回議会定例会に会長出席した。
16日、南幌町農政対策推進協議会が南幌町農業協同組合で開催され、会長及び会長職務代理者出席した。
19日、南幌町農業再生協議会総会が南幌町農業協同組合で開催され、会長出席した。
以上でございます。

議 長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議 長 **日程第4** 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。
令和5年6月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、1件でございます。
認定年月日は令和5年6月2日、有効期限は令和10年6月1日までとなっております。
認定番号5の6の1、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇・〇〇。再認定です。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**142経営体**のうち**法人が16法人**となります。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議 長 **日程第5** 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、
賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、可否について意見を
求める。

令和5年6月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の
規定による通知につきましては、4件でございます。

1件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇
〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で28,393㎡他計4筆ございまして86,213㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和5年6月〇〇日でございます。

2件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇〇 〇〇、札幌市厚別区〇〇〇〇条〇丁目〇番〇号、
〇〇〇 〇〇、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇〇、
札幌市西区〇〇〇条〇丁目〇〇番〇号、〇〇 〇〇〇、
苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇 〇〇。賃借人は、空
知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、
畑で10,613㎡他計2筆ございまして21,522㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和5年6月〇〇日でございます。

3件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇〇 〇〇、札幌市厚別区〇〇〇〇条〇丁目〇番〇号、
〇〇〇 〇〇、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇〇、
札幌市西区〇〇〇条〇丁目〇〇番〇号、〇〇 〇〇〇、
苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇 〇〇。賃借人は、空
知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、
畑で23,842㎡他計3筆ございまして69,464㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和5年6月〇〇日でございます。

4件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇 〇〇。
賃借人は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で13,256㎡他計2筆ございまして52,390㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和5年6月〇〇日でございます。
以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定
による通知については、提案のとおり承認することにご異議あり
ませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議 長 **日程第6** 議案第2号 農用地等のあっせん結果についてを議
題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん結果について。

第36回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに
対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第
6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので審議
願ひ、意見を求める。

令和5年6月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事 務 局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん結果
につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、北広島市〇〇〇〇〇丁目〇番地 〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇号、〇〇 〇〇。あっせんの申出地は空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で8, 065㎡となります。あっせん年月日は、令和5年6月9日。結果につきましては、成立でございます。価格については、田10aあたり、〇〇〇, 〇〇〇円、あっせんの相手方は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。

あっせん委員につきましては、3番 久保 委員、8番 野呂田 委員、11番 背尾 委員となり、以上の結果となっております。

以上でございます。

議 長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補足があればお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようなので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん結果については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第7** 議案第3号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 買入協議の要請について。

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願ひ、意見を求める。

令和5年6月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、3件でございます。

1件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で883㎡他計5筆ございまして87,096㎡となります。

2件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇、札幌市厚別区〇〇〇〇条〇丁目〇番〇号、〇〇〇 〇〇、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇〇、札幌市西区〇〇〇条〇丁目〇〇番〇号、〇〇 〇〇〇、苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、畑で23,842㎡他計5筆ございまして94,416㎡となります。

3件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で13,256㎡他計4筆ございまして、54,572㎡となります。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第8 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。

令和5年6月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、使用貸借によるものが1件、所有権移転によるものが1件でございます。

1件目の経営移譲による使用貸借の貸主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。借主は、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で5,332㎡他計7筆ございまして171,415㎡となります。申請理由は、貸主は農業を継いでいる息子に経営面を移譲し、私は経営面からはずれたい。借主は父親の意を受けて、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1-1の農地法第3条調査書により説明いたします。資料1-1をご覧ください。第2項第1号は借主の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号では借主は個人であり該当しない。同項第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は借主が年240日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は使用貸借につき該当しない。同項第6号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。なお、高島委員が、現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないこ

とを確認しております。

2件目の所有権移転の譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇、千葉県〇〇市〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、札幌市〇〇区〇〇〇〇条〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇 〇〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で952㎡となります。申請理由は、譲渡人は、高齢になり贈与することにした。譲受人は、耕作地に隣接する農地なので、申請地を譲受け経営の規模拡大を図りたい。

別にお配りしている資料1—2農地法第3条調査書により説明いたします。資料1—2をご覧ください。第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人であり該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年250日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は、所有権移転につき該当しない。同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。

なお、白倉委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

7番 議長7番

議長 7番 高島委員

7番 1件目について、現地調査を行いました、周辺農地への影響

等はないものと思われます。以上です。

1 番 議長 1 番

議長 1 番 白倉委員

1 番 2 件目について、現地調査を行いました、周辺農地への影響等はないものと思われます。以上です。

議長 事務局の説明及び各委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第 9 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条第 1 項の規定により、許可申請があつたので、可否につき意見を求める。
令和 5 年 6 月 3 0 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 5 号について説明いたします。農地法第 5 条の規定によ

る許可申請につきましては、1件でございます。申請地につきましては、農用地区域外農地になります。

貸主は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇〇。借主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。所在と地番につきましては、空知郡南幌町〇町〇丁目〇〇〇番の〇〇、畑で1, 920㎡です。申請理由は、貸主が高齢になり管理できなくなってきたので、申請地を賃貸することにした。借主は、平成16年に会社を設立し土木・建築業を営んでいますが、事業量の増加に伴い土木・建設機械・重機や資材等の置場に苦慮している。申請地は会社関係者の親族が所有しており、借り受け資材置場として利用したく転用申請に及んだ。

続いて、資料2の第5条調査書について説明いたします。資料2をご覧ください。

1 立地基準の(1)申請地の農地区分は第3種農地で都市計画法の用途地域内農地です。

2 一般基準の(1)事業実施の確実性は全ての項目について可であると見込まれます。(2)被害防除措置の妥当性についてはすべての項目は該当ありません。

3 添付書類については全て添付されております。

以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。

以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

4番 議長4番

議長 4番 江郷委員

4番 この件につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いました。確かに現在会社で所有する宅地内に資材置場を設置する余裕はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、

転用には問題ないものと思われます。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請については申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第10 議案第6号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。
旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和5年6月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第6号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が1件、利用権の設定が1件でございます。

所有権移転 整理番号5の6の1の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、北広島市〇〇〇〇〇丁目〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町5361番、
田で8,065㎡となります。

価格につきましては、3,226,000円となります。

続きまして、利用権の設定 整理番号5の6の1の借り手は、
空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知
郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇 〇。土地につきましては、
空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で18,282㎡他計2筆ござ
いまして、38,687㎡となります。利用権の期間は、令和6
年〇月〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促
進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第6号 農用地利用集積計画の決定に
ついては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認する
ことに決しました。

議 長 **日程第11** 議案第7号 農地法第6条の規定に基づく農地所有
適格法人の定期報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第7号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の
定期報告について。

農地法第6条の規定に基づき、令和4年度中に報告を受けた農

地所有適格法人に関して、同法第2条第3項に規定される要件の適合状況について承認を求める。

令和5年6月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第7号について説明いたします。農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告につきましては、19件でございます。

先に、株式会社足立農場、有限会社エイム、株式会社大館ファーム、サニープレイス株式会社、株式会社城地農産、有限会社なんぼろ風蔵、有限会社ハル、株式会社ファーム白倉、有限会社フローア、有限会社豊夢、有限会社ほなみ、有限会社野楽、株式会社山口ファーミング、有限会社ライフ、有限会社岐阜コントラクター、株式会社創農の16法人につきまして、別添の別記第19号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。株式会社足立農場、有限会社エイム、株式会社大館ファーム、サニープレイス株式会社、株式会社城地農産、有限会社なんぼろ風蔵、有限会社ハル、株式会社ファーム白倉、有限会社フローア、有限会社豊夢、有限会社ほなみ、有限会社野楽、株式会社山口ファーミング、有限会社ライフ、有限会社岐阜コントラクター、株式会社創農の16法人については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、株式会社足立農場、有限会社エイム、株式会社大館ファーム、サニープレイス株式会社、株式

会社城地農産、有限会社なんぼろ風蔵、有限会社ハル、株式会社ファーム白倉、有限会社フローア、有限会社豊夢、有限会社ほなみ、有限会社野楽、株式会社山口ファーミング、有限会社ライフ、有限会社岐阜コントラクター、株式会社創農の16法人については提案のとおり承認することに決しました。

株式会社アシルについては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、青木委員の退席を求めます。

青木委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、青木委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 株式会社アシルについては、別添の別記第19号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。株式会社アシルについては提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって株式会社アシルについては提案のとおり承認することに決しました。退席しております青木委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、青木委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
株式会社 響については、農業委員会法第31条、議事参与の
制限により、立川委員の退席を求めます。
立川委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 株式会社 響については、別添の別記第19号様式農地所有適
格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成
員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。
以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。株式会社 響については提案のとおり承認
することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって株式会社 響については、提案
のとおり承認することに決しました。
退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさ
せていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
有限会社NOAHについては、農業委員会法第31条、議事参

与の制限により、鍋山、高島委員の退席を求めます。

鍋山、高島委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

事務局長 会長が退席されている間、南職務代理者に議長をお願いいたします。

(暫時休憩し、鍋山委員、高島委員は退席し、南委員は議長席に着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。
(南代理)

事務局 有限会社NOAHについては、別添の別記第19号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(南代理)

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
(南代理) お諮りいたします。有限会社NOAHについては提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって有限会社NOAHについては
(南代理) 提案のとおり承認することに決しました。

退席しております鍋山委員、高島委員が席に着くまでの間、暫時休憩とし、議長を交代いたします。

(暫時休憩し、鍋山委員、高島委員は着席し、南職務代理者は交代して着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。

以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第37回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第37回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後4時05分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

11 番

1 番